

介護保険に関するお知らせ

閩長寿支援課（金屋庁舎）

制度のご紹介

介護保険サービスを利用する低所得者の負担を軽減する制度をご紹介します。

介護保険負担限度額認定

介護保険サービス（短期入所を含む）を利用すると、介護サービスの他に居住費などや食費を負担することになります。低所得者の方の施設利用が困難とならないように、申請して認められてた場合に、居住費などや食費が負担限度額（上限額）までの自己負担になります。

居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	利用者負担段階	居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室・従来型個室	多床室	
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額限度額は（ ）内の金額となります。

●申請が必要です

負担限度額の適用を受けようとする方は

- ・介護保険負担限度額認定申請書
 - ・同意書
- を提出してください。

該当と認められる場合には、「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。認定証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。引き続き適用を受けようとする場合は、改めて申請が必要です。

●認定要件

- ①本人および世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税世帯であること
- ②預貯金などが単身で1000万円、夫婦で2000万円以下であること

社会福祉法人などによる生活困難者の利用者負担軽減

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費・居住費（滞在費）の利用者負担の軽減をします。この軽減を受けるためには、利用者または家族などによる申請が必要で、社会福祉法人に提出するための「確認証」の交付を

受けなければなりません。

確認証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。

なお、認定要件として収入や預貯金などの条件が複数あります。

- 申請先／長寿支援課（金屋庁舎）・住民課（吉備庁舎）・清水行政局 住民福祉室

介護保険負担額割合証の送付（更新）

負担割合証の更新時期になったので、更新した介護保険負担割合証（ピンク色）を7月下旬にお送りします。要介護（要支援）認定を受けている方は、被保険者証と一緒に1割、2割または3割と記載された更新になった負担割合証をお持ちいただく必要があります。

●有効期間／当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までの1年間

※毎年、前年の合計所得金額などで判断され、更新されます。

●利用者負担

2割および3割の利用者負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみです。同一世帯に他に介護サービスを利用する方がいても、その人自身の所得が基準以上でなければ、その人は2割または3割の利用